

放課後等デイサービス給付一覧

| | 報酬・加算名 | 報酬・加算 | 内容 |
|--------------|-------------------------------------|--------------|--|
| ○ | 放課後等デイサービス給付費 (授業終了後に行う場合) | 604 | 利用時間に関係なく算定される基本報酬です。 |
| ○ | 放課後等デイサービス給付費 (学校休業日に行う場合) | 721 | ※ただし30分未満の利用は欠席時対応加算(Ⅱ)として算定されます。 |
| | 児童指導員加配加算(Ⅰ) (専門職員(保育士等)を配置する場合) | 187 | |
| ○ | 児童指導員加配加算(Ⅰ) (児童指導員等を配置する場合) | 123 | 常時見守りが必要な児童への支援や保護者に対する支援方法の指導を行う等、支援の強化を図るため、給付費の算定に必要な従業者数に加えて、1名以上を配置している事業者に対して報酬上の評価を行うための加算です。 |
| ○ | 児童指導員加配加算(Ⅰ) (その他従業者を配置する場合) | 90 | |
| ※ | 家庭連携加算(1h未満) | 187 | 放課後等デイサービス計画に基づきあらかじめ保護者の同意を得て、利用者の居宅を訪問し、本人、家族に対する相談援助を行った場合に加算されます。※月4回が限度です。 |
| ※ | 家庭連携加算(1h以上) | 280 | |
| ※ | 事業所内相談支援加算(Ⅰ) | 100 | 放課後等デイサービス計画に基づきあらかじめ保護者の同意を得て、事業所内等で本人、家族に対する相談援助を行った場合は加算されます。※月1回が限度です |
| ※ | 事業所内相談支援加算(Ⅱ) | 80 | 放課後等デイサービス計画に基づきあらかじめ保護者の同意を得て、事業所内等でグループに対する相談援助を行った場合は加算されます。※月1回が限度です |
| ※ | 関係機関連携加算(Ⅰ) | 200 | 児童が通う学校と連携して支援計画の作成を行った場合に算定される加算です。※1カ月に1度が限度です。 |
| ※ | 関係機関連携加算(Ⅱ) | 200 | 児童の就学・就職に関し、就学・就職先と連絡調整を行い、児童の状態や支援方法を文書で渡した際に算定される加算です。※ただし各1回が限度です。 |
| ※ | 利用者負担上限管理加算 | 150 | 利用者負担額の上限管理を行った事業者に算定される加算です。 |
| ※ | 特別支援加算 | 54 | 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は心理指導担当職員等を配置して計画的に行った機能訓練又は心理指導について算定する加算です。 |
| ※ | 欠席時対応加算(Ⅰ) | 94 | 予定されていた通所日を欠席する場合、通所日を含む3営業日前以降にご連絡を頂いた場合は加算されます。ただし1カ月に4回が限度です。 |
| ※ | 欠席時対応加算(Ⅱ) | 94 | 病変やコンディションの不調等で支援時間が30分未満の場合に算定されます。 |
| ※ | 強度行動障害児支援加算 | 155 | 強度行動障害を有する児童への適切な支援を促進するため、強度行動障害支援者養成研修を終了した職員を配置し、強度行動障害を有する児童に対して支援を行った場合に算定される加算です。 |
| ○ | 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) | 所定単位×84/1000 | 福祉・介護人材の処遇改善事業における助成金の効果を継続する観点から、当該助成金を円滑に報酬に以降する事を目的とした加算です。 |
| ○ | 福祉専門職員等配置加算(Ⅱ) | 10 | 人員基準により配置すべき常勤勤務従業者のうち ・社会福祉士 ・介護福祉士 ・精神保健福祉士 ・公認心理師のいずれかであるものの割合が25%であることです |
| ○ | 送迎加算 | 片道54 | 送迎が必要な家庭に対し送迎車を用いて送迎を行った場合に取得する加算です |
| 当事業所の存在する所在地 | | 地域区分 | |
| 三鷹市 | | 10.68(3級地) | |